

日本財団が行う、主な造船関係貸付事業の内容概略

【一般設備資金又は一般運転資金貸付制度】

- 1) 貸付資金種類：
設備資金 船台、ドック・工場・事務所・機械・船舶などの設備に必要とする資金
及び、土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）
運転資金 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金
- 2) 貸付期間：設備資金／15年以内、運転資金／5年以内
- 3) 利率：原則年1.9%以内（固定金利）
- 4) 利用対象者：造船業・造船関連工業・海運業・マリーナ等の事業者
- 5) 貸付金限度額：設備資金／20億円、運転資金／5億円

【経営革新支援資金貸付制度】

- 1) 貸付資金種類：
設備資金 経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業に必要な
設備資金及び土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）
運転資金 経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業に必要な
運転資金
- 2) 貸付期間：設備資金／15年以内、運転資金／5年以内
- 3) 利率：原則年1.6%以内（固定金利）
- 4) 利用対象者：造船関係事業者で、中小企業の新たな事業活動促進に関する法律に基づき承認を受けた者
- 5) 貸付金限度額：設備資金／20億円、運転資金／5億円